（案）

平成３０年　　月　　日

（指定確認検査機関名）

（代表者名）　殿

○○市○○部○○課長

建築基準法に基づく通知・報告の提出方法について（依頼）

本市の建築行政につきまして、日頃格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、掲題のことについては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）に基づき電子情報処理組織を使用して行うことができます。

これを踏まえ、本市においては、建築行政事務を効率化し、もって市民サービス向上を図るため、下記のとおり御協力をお願いします。

記

１．内容 建築基準法に基づく通知・報告の提出を、建築行政共用データベースシステムを使用して行う（詳細は別紙のとおり）

２．開始日 平成３０年　　月　　日（　　）

３．備考 運用細目については、別途協議にて変更をお願いすることがあります。

以上

# 別紙

# 運用方法

## （１）送信対象文書と送信形式

次に掲げる通知・報告について、当該各表の文書名欄の文書を、データ送信欄のフォーマットにて、建築行政共用データベースシステム又はこれと接続されたＮＩＣＥ確認検査受付システムその他のシステムを使用して送信してください。紙送付欄に記載のある文書については、データ送信とは別途、当該欄に記載の頻度で紙原本を送付してください。

### ①確認審査報告（建築物）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | 記載事項 | データ送信 | 紙送付 |
| 表紙（16号様式） | 確認済証番号・年月日等 | 入力データ（xml） |  |
| 建築計画概要書 | 第一・二面 | 建築主等の概要、建築物及びその敷地に関する事項 | 入力データ（xml） | 月１回以上紙送付 |
| 第一　二・三面 | 上記事項、付近見取図・配置図 | スキャナデータ（pdf・TIFF･JPEGのいずれか） |
| 確認申請書第四・五面・六面 | 建築物別概要、建築物の階別概要 | 入力データ（xml）又はスキャナデータ（pdf） |  |
| チェックリスト、構造計算適判結果通知 | スキャナデータ（pdf） |  |
| 建築工事届 | スキャナデータ（pdf） | 月１回以上紙送付 |

※建築計画概要書第一・二面については、文字化け等への対応を考慮し、入力データとスキャナデータの両方をデータ送信する。

※計画変更については上記に準ずる。

### ②確認審査報告（建築設備）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | 記載事項 | データ送信 | 紙送付 |
| 表紙（16号様式） | 確認済証番号・年月日等 | 入力データ（xml） |  |
| 確認申請書　第二面 | 設置者等の概要、昇降機・建築設備の概要 | 入力データ（xml） |  |
| チェックリスト | スキャナデータ（pdf） |  |

※計画変更については上記に準ずる。

### ③確認審査報告（法第88条第１項工作物）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | 記載事項 | データ送信 | 紙送付 |
| 表紙（16号様式） | 確認済証番号・年月日等 | 入力データ（xml） |  |
| 確認申請書第二面 | 築造主等の概要、工作物の概要 | 入力データ（xml） |  |
| チェックリスト | スキャナデータ（pdf） |  |

※計画変更については上記に準ずる。

### ④確認審査報告（法第88条第２項工作物）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | 記載事項 | データ送信 | 紙送付 |
| 表紙（16号様式） | 確認済証番号・年月日等 | 入力データ（xml） |  |
| 築造計画概要書第一面 | 築造主等の概要、工作物の概要 | 入力データ（xml） |  |
| 築造計画概要書第一・二面 | 上記事項、付近見取図・配置図 | スキャナデータ（pdf・TIFF･JPEGのいずれか） | 月１回以上紙送付 |
| チェックリスト | スキャナデータ（pdf） |  |

※計画変更については上記に準ずる。

### ⑤完了検査引受通知（建築物・建築設備・工作物共通）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | 記載事項 | データ送信 | 紙送付 |
| 表紙（23号様式） | 確認済証番号・年月日等 | 入力データ（xml） |  |

※中間検査引受通知については上記に準ずる。

### ⑥完了検査報告（建築物・建築設備・工作物共通）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | 記載事項 | データ送信 | 紙送付 |
| 表紙（25号様式） | 確認済証番号・検査済証番号、年月日等 | 入力データ（xml） |  |
| 検査申請書第二・三面 | 建築主等の概要、申請する工事の概要 | 入力データ（xml） |  |
| 検査申請書第四面 | 工事監理の状況 | スキャナデータ（pdf） |  |
| チェックリスト | スキャナデータ（pdf） |  |

※中間検査報告については上記に準ずる。

### ⑦仮使用認定報告（建築物・建築設備・工作物共通）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 文書・書類名 | 記載事項 | データ送信 | 紙送付 |
| 表紙（35号の４様式） | 確認済証番号・仮使用認定通知書番号、年月日等 | 入力データ（xml） |  |
| 仮使用認定申請書第二面 | 建築主等の概要、仮使用の用途・期間等 | 入力データ（xml） |  |
| チェックリスト | スキャナデータ（pdf） |  |

### ⑧変更届等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 文書名 | 記載事項 | データ送信　若しくは　紙送付 |
| 変更届等 | スキャナデータ（pdf） | 月１回以上紙送付 |

## （２）留意事項

・指定確認検査機関によるデータ送信は、法定期限内に行うものとします。

・特定行政庁が固有の管理番号を有する場合は、建築計画概要書の余白欄に当該番号を記入し、PDF化することとします。

・昇降機及び工作物については、確認から完了まで紙送付が一切行われないため、特定行政庁における到着物件確認を目的として、次のいずれかを実施するものとします。

①表紙（16号様式）及び確認申請書第二面の紙送付（特定行政庁から求めがあった場合に限る）

②①の事項を記載した送付物件リストの紙送付（特定行政庁から求めがあった場合に限る）

・法定の確認審査報告書等（押印した報告書と添付書類）は、ICBAより発行された識別番号及び暗証番号の入力により押印に代えるものとし、データが到達し受領した日にこれらの書類を収受したものとして処理します。

・画像データの解像度は、300dpi又は400dpiとします。

（参考資料）

|  |
| --- |
| 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）（抄）第２条（定義）　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 二 　行政機関等　次に掲げるものをいう。ハ　地方公共団体又はその機関（議会を除く。）六 　申請等　申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（次号から第九号までにおいて「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。（注：確認審査報告は申請等に該当）第３条（電子情報処理組織による申請等）　行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。 ２ 　前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。 ３ 　第１項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。 ４ 　第１項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等をすることとしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。 |
| 国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）（抄）第３条（電子情報処理組織による申請等）　電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、国土交通大臣が告示で定める技術的基準に適合する電子計算機（以下この条において単に「電子計算機」という。）から次に掲げる事項を入力して、申請等を行わなければならない。ただし、国土交通大臣が告示で定めるところにより、申請等を行う者が、第二号及び第三号に掲げる事項を入力することに代えて法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録を提出することを妨げない。一 　行政機関等が指定する様式に記録すべき事項二 　当該申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等に記載すべき又は記載されている事項（前号に掲げる事項は、その記載を省略することができる。）三 　当該申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている電磁的記録に記録すべき又は記録されている事項（第一号に掲げる事項は、その記録を省略することができる。）第７条（氏名又は名称を明らかにする措置）　行政機関等は、次の各号に掲げる手続等を電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合において、当該手続等に関する他の法令の規定により署名等をすることとしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる措置をもって当該署名等に代えさせ、又は代えることができる。 一 　申請等　行政機関等が指定するところにより、第３条第１項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって同条第３項各号のいずれかに該当するものとともに送信すること又は同条第４項における識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力すること。 |
| 国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示第１条　申請等を行う者が国土交通省の所管する法令に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号。以下「規則」という。）第３条第１項に基づき同項第２号に掲げる事項を光学式読取装置を用いてファイルに記録するときは、行政機関等は、その情報に記録した日時及び記録した事項が当該書面等に記録されている事項と相違無い旨を記録させることができる。２　規則第３条第１項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。一　行政機関等が交付するソフトウェア又は行政機関等の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能又はその他行政機関等が指定した様式に入力できる機能を有すること。二　行政機関等の使用に係る電子計算機と通信できる機能を有すること。 |